工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用基準

（目的）

第１条　この基準は、軽井沢町が発注する建設工事の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査（以下「低入札価格調査」という。）の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事）

第２条　低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が200万円以上で競争入札に付した建設工事とする。

（調査基準価格）

第３条　低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象工事の予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額として予算執行者が定める。ただし、その額が予定価格に9.2／10を乗じて得た額を超える場合にあっては、9.2／10を乗じて得た額とし、予定価格に7.5／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、7.5／10を乗じて得た額とする。

⑴　直接工事費の額に9.7／10を乗じて得た額

⑵　共通仮設費の額に９／10を乗じて得た額

⑶　現場管理費の額に９／10を乗じて得た額

⑷　一般管理費の額に6.8／10を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、予算執行者は調査基準価格を工事の予定価格に7.5／10を乗じて得た額から9.2／10を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めること

ができる。

（調査基準価格の記載）

第４条　予算執行者は、対象工事に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

（落札決定の保留）

第５条　入札の執行者は、前条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札があった場合には、当該入札金額及び調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち最低の価格で入札した者（以下「調査対象低入札者」という。）を入札に参加した者全員に対して告げ、「保留」と宣言し、落札者及び落札金額を後日決定する旨を告げた上で入札を終了する。

（低入札価格調査委員会）

第６条　低入札価格調査を適正に処理するため、軽井沢町低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、副町長を委員長とし、会計課長、総務課長及び契約管理係長を委員として構成する。また、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

３　委員会の事務局は、総務課に置く。

（低入札価格調査の実施）

第７条　低入札価格調査は、工事担当課長が行い、調査終了後直ちに調査結果を委員会に報告しなければならない。

２　前項に規定する委員会への報告は、低入札価格の調査表（様式第１号）及び調査対象低入札者から提出された資料を提出し行うものとする。

３　工事担当課長が低入札価格調査を行うときは、調査対象低入札者から次に掲げる事項について、資料の提出を求め、事情聴取等を行うものとする。

⑴　当該価格で入札した理由

⑵　入札価格の見積書、内訳書等の内容

⑶　手持工事の状況

⑷　手持資材の状況及び手持機械の状況
⑸　労働者の確保計画及び配置予定
⑹　建設副産物の処理方法と処理先
⑺　過去３年以内に施工した公共工事名及び発注者
⑻　経営内容
⑼　その他必要な事項

（調査対象低入札者の排除基準等）

第８条　工事担当課長が行う低入札価格調査において、調査対象低入札者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、委員会に諮り排除とする。

⑴　速やかに書類の提出が行われない、又は説明要求に応じない等調査に協力しない場合
⑵　提出された積算内訳書の額と入札時の額が整合しない場合
⑶　材料並びに製品について設計仕様に適合した品質及び規格を満たさない場合
⑷　労務費について、法定最低賃金を下回っている場合
⑸　建設副産物について、適当な処理費が計上されていない場合
⑹　調査に対する回答内容に虚偽があった場合
⑺　その他落札者として不適当と判断するに足りる事由があった場合

（委員会の審査）

第９条　委員会は、第７条第１項の報告があったときは、調査対象低入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるかどうかを審査し、調査対象低入札者の当該入札について落札又は排除の決定をする。

（落札者の決定等）

第10条　委員長は、前条の規定により委員会が調査対象低入札者との契約を適当である旨の決定をしたときは、当該調査対象低入札

者を落札者と決定し、落札者決定通知（様式第２号）を落札者及び他の入札参加者に送付するものとする。

２　委員長は、前条の規定により委員会が調査対象低入札者との契約を不適当である旨の決定をしたときは、当該調査対象低入札者を落札者とせず、当該調査対象低入札者に対し排除決定通知（様式第３号）を送付した後、次順位者についても、調査対象低入札者の場合は、以下同様に第７条以下の手続きを行う。

３　予定価格内の者が全員排除となった場合は不落とし、設計変更又は指名業者の再選定等を行い、再入札を行うものとする。

（入札結果の公表）

第11条　低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、当該調査基準価格を記載するものとし、建設工事入札・契約情報公表要領に基づき公表するものとする。

（監督体制の強化等）

第12条　工事担当課長は、第９条の規定により委員会が落札の決定をした者と工事の請負契約を締結したときは、次の措置をとるものとする。

⑴　施工体制台帳の内容聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行うものとする。

⑵　施工計画書の内容聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行うものとする。

⑶　重点的な監督業務の実施

工事担当課長は、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立ち会うことを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、その状況について現場代理人から詳細に聴取するものとする。

⑷　施工現場の調査

工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

２　工事担当課長は、前項各号に規定する内容聴取、調査結果等に問題がある場合には、請負者の代表者等に対して書面により改善を求めるものとする。

（完成検査等）

第13条　会計課長は、低入札価格調査の対象となった工事の中間検査を必ず行うものとする。

２　会計課長は、低入札価格調査の対象となった工事の完成検査を行う際には、委員長の立会いのもと検査を行うものとする。ただし、委員長が立ち会うことができない場合は、その結果を工事評定結果に併せ委員長に報告するものとする。

（補則）

第14条　この基準に定めのないものについては、町長が定める。

附　則

この基準は、決裁の日から施行し、令和５年６月28日以後に公告又は通知する入札から適用する。

附　則

この基準は、令和７年６月１日から施行する。